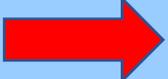




# 福岡有明海漁業協同組合連合会から申請のあった確約計画の認定について

## 2. 福岡有明漁連による確約計画（排除措置計画）の概要

|     |  |   |
|-----|--|---|
| (1) | 違反被疑行為を取りやめること、そのための措置を講じること（発表文3(1)、(2))<br>       | 誓約書・覚書を廃止するなどし、違反被疑行為を行わない旨を生産者に通知する                            |
| (2) | 違反被疑行為を取りやめる旨等を理事会で決議（発表文3(3))<br>                  | (1)及び(4)を行うことを、理事会で決議する   |
| (3) | 生産者及び指定商社への通知・福岡有明漁連の役職員及び漁協の役職員への周知徹底（発表文3(4))<br> | (2)に基づいて採った措置を、生産者及び指定商社へ通知する<br>同措置を、福岡有明漁連とその傘下各漁協の役職員へ周知徹底する |
| (4) | 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと（発表文3(5))<br>                   | 違反被疑行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施する                            |
| (5) | 法令遵守体制の整備（発表文3(6))<br>                            | 独占禁止法の遵守について、行動指針の作成・周知や研修・監査を実施する                              |
| (6) | 上記(1)～(5)の履行状況の報告（発表文3(7)、(8))<br>                | 措置の履行状況を、定期的に、公正取引委員会に報告する                                      |